

郡上市美術文化祭(障がい者作品)著作権貸出規程

第1条(目的)

本規程は、障がい者の才能を社会に還元し、経済的自立を支援すると共に、アートを通じて障害への偏見をなくし、多様性を受け入れる社会を築くことを目的とし、郡上市美術文化祭(以下「本展」という)に出展された障がい者が制作した作品の著作権(以下「著作権」という)について円滑な利用を図るため、その有料貸出に関する必要な事項を定める。

第2条(著作権の帰属)

本展出展作品の著作権は、著作権法に基づき、原則として著作者である出品者に帰属する。本規程に基づく貸出は、出品者からの許諾を得て、郡上市健康福祉部社会福祉課(以下「事務局」という)がその窓口業務を代行する。

第3条(貸出対象となる著作権)

本規程の対象となる著作権は、本展に出展された作品の画像データ、または物理的な作品そのものから複製・撮影された画像の使用権とする。

第4条(貸出申請)

著作権の貸出を希望する者(以下「申請者」という)は、事務局に対し、所定の「著作権貸出申請書」を提出するものとする。

2. 申請書には、以下の事項を明記するものとする。

- (1)希望する作品名、作者名
- (2)申請者の氏名または名称、住所、連絡先
- (3)使用目的、使用媒体(書籍、ウェブサイト、商品など)
- (4)その他、事務局が求める情報

第5条(貸出の可否)

事務局は、申請書の内容を確認し、貸出の可否を決定する。

以下のいずれかに該当する場合、事務局は著作権の貸出を不許可とすることができる。

- (1)公序良俗に反する使用目的と判断される場合
- (2)作品のイメージを著しく損なうと判断される場合
- (3)その他、事務局が不適切と判断する場合

第6条(使用料)

申請者は、別に定める「著作権使用料一覧」に基づき、使用料を支払うものとする。

2. 事務局は、申請書の内容に応じて使用料を見積もり、申請者に通知する。

3. 申請者は、指定された期日までに使用料を支払うものとする。支払いを確認後、著作権の貸出を行う。

第 7 条(使用条件)

申請者は、許可された目的、媒体、期間、範囲を超えて作品の画像を使用することはできない。

2. 作品を使用する際は、作品名、作者名等のクレジットを明記するものとする。但し、出品者が拒否する場合はこの限りではない。

3. 申請者は、作品の画像を改変、加工、またはトリミングすることは原則として禁止する。ただし、事前に書面による許諾を得た場合はこの限りではない。

4. 申請者は、使用媒体が完成または公開された際、速やかに事務局に報告し、見本を一部提出するものとする。

第 8 条(責任)

申請者が本規程に違反した場合、事務局は著作権の使用許可を取り消すことができる。この場合、支払い済みの使用料は返還しない。

2. 申請者の著作権使用により、第三者との間で紛争が生じた場合、申請者の責任においてこれを解決するものとし、出品者及び事務局は一切の責任を負わない。

第 9 条(損害賠償)

申請者が本規程に違反し、事務局または出品者等に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償するものとする。

第 10 条(協議事項)

本規程に定めのない事項、または本規程の解釈に疑義が生じた場合は、事務局または出品者と申請者で誠意をもって協議し、解決するものとする。

著作権使用料一覧(1 用途 1 年以内)

使用用途	使用料金
ポスター・チラシ	10,000 円
冊子表紙・カット	10, 000 円
カレンダー・名刺・カード類	10, 000 円
ウェブサイト	10, 000 円
商品・グッズ	商品の種類、生産数、 販売価格に応じて協議
その他	個別協議

原画貸出	5, 000 円/月
------	------------